

国保のしおり



詳しくは市ホームページをご覧ください

国保は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかるよう、加入者みんなで保険税を出し合って助け合う制度です。



こんな給付が受けられます

医療機関にかかるとき

医療機関の窓口でマイナ保険証※①または資格確認書を提示すれば、年齢などに応じた負担割合分（下記参照）を支払うだけで、医療を受けることができます。

高校生まで

無料 ※②

19歳以上
70歳未満

3割

70歳以上75歳未満 **2割**

現役並み所得 **3割**

※①保険証利用登録をしたマイナンバーカードをさします。

※②18歳以下の方で未婚の方に限ります。

交通事故などにあつたとき

交通事故など、第三者の行為により治療を受けた場合でも、国保で医療機関にかかることができます。その際には必ず国保担当窓口ご連絡し、「第三者による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。

示談の前に必ず国保担当窓口にご相談ください。

医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費に該当した場合は、通常、診療月のおおむね3か月後に、市から「高額療養費支給申請書」を世帯主宛てにお送りしますので、必要事項を記入して申請してください。

また、次回以降から申請不要で自動的に高額療養費を支給する「高額療養費支給申請書（簡素化世帯用）」をあわせて同封しますので、申請の簡素化を希望の方は2種類の申請書に必要事項を記入して申請してください。

限度額適用認定証について

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きがなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用・標準負担額減額認定証の事前申請は不要となります。

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、下記の標準負担額を自己負担します。

住民税課税世帯			510円/食
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以下	240円/食
		過去12か月の入院日数が91日以上 ※③	190円/食
	低所得Ⅰ		110円/食

※③の区分に該当する方は、標準負担額減額認定証の申請が必要です。ご相談ください。

いったん全額負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、国保年金課窓口へ申請し、審査で決定すれば、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- 急病などでやむを得ず、マイナ保険証または資格確認書を持たずに診療を受けたとき
- 手術などで輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合）
- コルセットなどの治療用装具代（医師が必要と認めた場合）
- 海外渡航中に受けた治療代（治療目的の渡航を除く）
- 骨折やねんざなどの柔道整復師の施術代
- はり・きゅう及びあんま・マッサージの施術代（医師の同意が必要）

こんなときも支給があります

- 出産育児一時金の支給
被保険者が出産したときに支給されます。
- 葬祭費の支給
被保険者が亡くなった時、申請により葬祭を行った方に支給されます。

国民健康保険税について

国民健康保険税は世帯主に課税されます

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となり、納税通知書は世帯主宛てに送付します。世帯主が国民健康保険の被保険者でない（職場の健康保険や75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の被保険者となっている）場合であっても、その世帯に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主宛てに納税通知書が送付されます。また、税額は個人別ではなく世帯分の合計額となります。

加入・脱退の届出と月割課税

国民健康保険税は、年度の途中で加入した方は加入した月から、脱退した方は脱退した月の前月まで、期間に応じて月割で計算されます。加入の届出が遅れると、遅れた分が遡って課税されます。また、脱退の届出が遅れると、国民健康保険税が課税されたままになります。

加入・脱退の際にはすみやかな届出をお願いします。

国民健康保険税の算定

国民健康保険税は、以下の3つの項目をあわせて算定します。算定方法は右ページをご覧ください。また、40～64歳の方は、介護保険分も一緒に計算します。

所得割額・・・被保険者の前年中の総所得金額をもとに計算します。

均等割額・・・被保険者の人数に応じて計算します。

平等割額・・・1世帯あたりに一定の額が加算されます

納付について

国民健康保険税の納税通知書は、毎年7月中旬に世帯主宛てに送付します。それ以降は届出をいただいた月の翌月中旬に送付します。

職場の健康保険などは月額を保険料を毎月徴収しますが、国民健康保険税は、1年分（4月から翌年3月までの分）を8回の納期に分けて納めていただきます。年度途中で加入されたときは、年度内の残りの納期での納付となりますが、新規に加入されたときなどで、第8期の納期限以降に税額が発生した場合は一括納付となります。

<令和7年度 国民健康保険税納期限>

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	R7.7.31	R7.9.1	R7.9.30	R7.10.31	R7.12.1	R8.1.5	R8.2.2	R8.3.2

※納付書は納税通知書に同封されており、市内金融機関の窓口やコンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付ができます。

※世帯主が国保被保険者であり、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満で一定の条件に該当する場合、世帯主の年金からの引き取り（特別徴収）での納付になります。

国民健康保険税の計算のしかた(令和7年度)



詳しくは市ホームページをご覧ください



①医療分課税: 国民健康保険の費用にあてられます。被保険者全員に課されます。

所得割 (令和6年総所得 — 43万円) × 6.0%	+	均等割 世帯内の 被保険者数 × 19,700円	+	平等割 15,000円	=	医療分合計 左記3項目の合計 ただし、限度額は 66万円です
--------------------------------------	---	-----------------------------------	---	----------------	---	---

②支援金等分課税: 後期高齢者医療制度の運営支援にあてられます。被保険者全員に課されます。

所得割 (令和6年総所得 — 43万円) × 2.6%	+	均等割 世帯内の 被保険者数 × 8,800円	+	平等割 6,700円	=	支援金等分合計 左記3項目の合計 ただし、限度額は 26万円です
--------------------------------------	---	----------------------------------	---	---------------	---	---

③介護分課税: 介護保険制度の運営支援にあてられます。40～64歳の被保険者に課されます。

所得割 (令和6年総所得 — 43万円) × 2.3%	+	均等割 世帯内の 被保険者数 × 10,600円	+	平等割 5,700円	=	介護分合計 左記3項目の合計 ただし、限度額は 17万円です
--------------------------------------	---	-----------------------------------	---	---------------	---	---

通知される金額は ①医療分合計 + ②支援金等分合計 + ③介護分合計 となります。

◇世帯主と被保険者の前年中の所得状況によっては均等割・平等割が軽減されます。

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の国民健康保険税が申請により軽減されます

< 対象者 >

離職日の時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当する方

< 軽減額 >

対象者本人の前年の給与所得をその100分の30とみなして計算します。

< 軽減期間 >

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。

※会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※転入前の市区町村でこの制度の適用を受けていた方であっても、酒田市で適用させるためには再度申請が必要です。

産前・産後期間の国民健康保険税の免除について

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税（均等割分と所得割分）が免除されます。届出が必要になりますので、該当の方はお申し出ください。詳しくは市税務課税制係・国保年金課国保係までご相談ください。

旧被扶養者減免について

社会保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者となっていた65歳以上75歳未満の方（旧被扶養者）が新たに国保に加入する場合は、申請することにより、減免の対象となります。

減額及び免除について

災害や生活の困窮などにより、国民健康保険税の納付が困難な方は、申請により減額・免除等の措置を受けられる場合があります。ただし、減額・免除にあたって生活状況や資産状況などを調査させていただきます。詳しくは市税務課税制係までご相談ください。

酒田市への転入等によって国民健康保険に加入した場合

転入された方の場合、所得割額を算定する上で必要となる所得が不明のため、前住所地に対して本市より所得の照会を行います。回答が遅れた場合には、税額が後日変更となることがありますのでご了承ください。

国保で受けられる7つの健康サービス

酒田市国保では、みなさんの健康維持・増進のため次の7つの健康サービスを行っています。

1. 35～39歳になる国保加入者の方

健診費用を **半額** 助成しています。(1,800円⇒900円)

2. 40歳になる国保加入者の方

特定健診が **無料** で受けられます。(約1,200円⇒無料)

3. 40～74歳の国保加入者の方

特定健診が集団健診1,200円、個別健診1,800円(65歳以上)で受けられます。
人間ドックが男性3,400円以内、女性4,700円以内で受けられます。

特定健診とは？

40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象にした、メタボリックシンドロームの予防を目的とした健診で、毎年4月～翌年2月に実施しています。

自宅近くのコミュニティセンターや健康センターなどで受診する集団健診と各医療機関で受診する個別健診(65歳以上の方)があります。

4. 特定保健指導・メタボ改善の個別サポート(無料)

- ・ 高血糖、高血圧と判定された方は、保健師や栄養士に食事や健康に関する個別相談ができます。
- ・ 健康診断でメタボと判定された方は、①健康づくりに取り組むための個別サポート、②中町にぎわい健康プラザで運動教室に参加することができます。

6. 医療費のお知らせ

年1回、医療費の支払額をお知らせします。
マイナ保険証の方はマイナポータルから確認ができます。毎月11日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されます。

5. 食事や健康に関するサポート or アドバイス(無料)

人間ドックの結果、要精検・要治療の判定の方などは、看護師の資格を有する健康指導員から電話でサポートやアドバイスが受けられます。

7. ジェネリック医薬品の差額通知

ジェネリック医薬品に切り替えるとどのくらいお薬代が安くなるかを、年3回対象となる方にお知らせします。ジェネリック医薬品に関するお問い合わせは、通知に記載の無料のコールセンターを利用できます。

お問い合わせ

健康課成人保健係
国保年金課国保係

TEL 24-5733
TEL 26-5727



国保加入・脱退の手続きに必要なもの

お問い合わせ
国保年金課国保係 TEL 26-5727

◆国保加入のとき

※手続きは、資格喪失日(離職日の翌日)以降になります。

- ☐ 資格喪失連絡票
- ☐ 離職票または雇用保険受給資格者証(被扶養者がいない場合)
- ☐ 資格喪失の通知書(任意継続をしていた方)
- ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書(60歳未満でお持ちの方)
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 委任状(別世帯の方が届出をする場合)

◆国保脱退のとき

※脱退の手続きは郵送でも受け付けております。
詳しくは市ホームページの「郵送による国民健康保険の手続き」をご覧ください。

- ☐ 資格取得連絡票
- ☐ 会社等の健康保険の「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」のいずれか(健康保険が変わった方全員分)
- ☐ 国保の「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」(健康保険が変わった方全員分)
- ☐ 限度額適用認定証などの各種医療証(お持ちの方)
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 委任状(別世帯の方が届出をする場合)

令和6年12月2日より、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、これまでどおり加入と脱退の手続きは必要です。重複加入や未加入を防ぐためにも速やかにお手続きください。